

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成24年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成24年3月29日

高松市長 大 西 秀 人

4(4)イ中「および(イ)」を「から(ウ)まで」に改め，4(4)イに次のように加える。

(ウ) 配置予定技術者

4(6)イ中「10点」を「5点」に改める。

6，7(3)および8(3)中「契約監理課ホームページで」を削る。

12(6)ウ中「14(1)ウ」を「14(1)エ」に改め，12(6)ウ(ア)および(イ)中「14(1)オ」を「14(1)カ」に改め，12(14)イ(ウ)中「高松市上下水道局が」の次に「平成24年3月31日までに」を加え，12(15)ク中「高松市上下水道局が」の次に「平成24年3月31日までに」を加える。

13(2)ア中「午後4時」を「午後5時」に改め，13(2)イ中「財務部」を「財政局」に改め，13(3)を次のように改める。

(3) 「設計図書等の電子入札システム利用による閲覧およびダウンロード」とは，かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して，設計図書等を閲覧すること，および設計図書等の電子ファイルのダウンロードをすることをいう。

13(5)前段を次のように改める。

「提出された質問およびこれに対する回答を記載した書面の電子入札システム利用による閲覧およびダウンロード」とは，電子入札システムを利用して，(4)により提出された質問およびこれに対する回答を記載した書面を閲覧すること，および当該書面の電子ファイルのダウンロードをすることをいう。

13(5)アおよびイを削り，13に次のように加える。

(6) 「かがわ電子入札システム稼働時間中」とは，表示された期間内において，電子入札システムの稼働時間中に(3)および(5)による閲覧およびダウンロードをすることができることをいう。

14(1)オ中「ウ(イ)」を「エ(イ)」に改め，14(1)オを14(1)カとし，14(1)エ中「ウ(ア)」を「エ(ア)」に改め，14(1)エを14(1)オとし，14(1)ウを14

(1)エとし、14(1)イを14(1)ウとし、14(1)アの次に次のように加える。

イ 「入札書の提出期間」の細項目において「かがわ電子入札システム稼働時間中（紙入札での参加の場合は別途）」とは、当該細項目において表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に入札書等を提出することができるが、紙入札での参加の場合はこの公告および高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準（平成18年6月1日施行）の定めるところにより入札書等を提出することができることをいう。

14(2)中「かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）」を「電子入札システム」に、「13(5)アおよびイ」を「13(2)アおよびイ」に改め、14(9)イ中「および(エ)」を「および(ウ)」に改め、14(13)中「(1)ウからオまで」を「(1)エからカまで」に改める。

15(1)中「財務部」を「財政局」に改める。

17(2)中「14(1)エ」を「14(1)オ」に、「およびオ」を「およびカ」に改め、17(3)中「午後4時」を「午後5時」に、「14(1)エ」を「14(1)オ」に、「およびオ」を「およびカ」に、「財務部」を「財政局」に改め、17(4)中「14(1)ウ」を「14(1)エ」に、「14(1)エ」を「14(1)オ」に、「およびオ」を「およびカ」に改める。

19(2)および(5)中「13(5)アおよびイ」を「13(2)アおよびイ」に改める。

21中「14(1)ウ(ア)」を「14(1)エ(ア)」に改める。

23(6)中「高松市電子入札運用基準（平成18年6月1日施行）」を「高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準」に改め、23(12)中「財務部」を「財政局」に改める。

別表第1中「，地方開発事業団」を削る。

別表第2 総合評価Bの項中 「・企業の社会性等申告書」 を 「・施工実績・技術者申告書  
・企業の社会性等申告書」 に改め、同表備考

2中「14(1)オ(ア)」を「14(1)カ(ア)」に、「14(1)オ(ウ)」を「14(1)カ(ウ)」に改める。